

議案第124号

備前市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

備前市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年11月27日提出

備前市長 田原隆雄

備前市条例第 号

備前市下水道条例の一部を改正する条例

備前市下水道条例(平成17年備前市条例第197号)の一部を次のように改正する。

第7条の4第5号アを次のように改める。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第7条の4第5号オ中「エまで」を「オまで」に改め、同号オを同号カとし、同号エの次に次のように加える。

オ 精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第7条の9中「該当したとき」の次に「、第7条の4第5号ア、オ若しくはカのいずれかに該当するに至ったとき」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第124号参考資料
備前市下水道条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(指定の基準)</p> <p>第7条の4 市長は、第7条の2第1項の指定の申請をした者が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>イ 第7条の10第2号から第7号までの規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>ウ 責任技術者に係る登録を取り消された日から2年を経過していない者</p> <p>エ その業務に関し、不正又は不誠実な行為をすおそれがある者 認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>オ <u>精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p>カ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかにかに該当する者があるもの</p> <p>(変更の届出)</p>	<p>(指定の基準)</p> <p>第7条の4 市長は、第7条の2第1項の指定の申請をした者が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u></p> <p>イ 第7条の10第2号から第7号までの規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>ウ 責任技術者に係る登録を取り消された日から2年を経過していない者</p> <p>エ その業務に関し、不正又は不誠実な行為をすおそれがある者 認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>オ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかにかに該当する者があるもの</p> <p>(変更の届出)</p>

<p>第7条の9 指定工事店は、規則で定める事由に該当したとき</p> <p>_____、又は排水設備の新設等の工事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>第7条の9 指定工事店は、規則で定める事由に該当したとき、<u>第7条の4第5号ア、オ若しくはカのいずれかに該当するに至ったとき</u>、又は排水設備の新設等の工事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p>
--	---